

静岡県告示第448号

静岡県建築基準条例第10条の2第1項に規定する知事が定める基準（平成29年静岡県告示第219号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月6日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下、「政令」という。）第88条第1項に規定するZを用いる地震力等の計算においては、Zの数値に1.2を乗じて計算しなければならない。ただし、次に掲げる規定に用いるZの数値については、この限りでない。
 - ア 特定天井に係る規定
 - イ 建築設備等に係る政令第5章の4の規定
- (2) 木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件（昭和56年建設省告示第1100号）第3第1項第1号に規定する必要壁量の計算においては、算出された必要壁量に、1.2を乗じなければならない。
- (3) 枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成13年国土交通省告示第1540号）第5第4号イに規定する必要壁量の計算においては、算出された必要壁量に、1.2を乗じなければならない。
- (4) 木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件（令和7年国土交通省告示第250号）第5第5号に規定する必要壁量の計算においては、算出された必要壁量に、1.2を乗じなければならない。
- (5) C L Tパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成28年4月1日国土交通省告示第611号）第8第1項第5号の計算においては、同号イの計算方法により得た数値に、1.2を乗じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の構造部分については、適用しない。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下、「品確法」という。）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の1の1－1(3)の等級2又は3の基準に適合する（同法第5条第1項、第31条第1項、第33条第1項又は第58条第1項に基づく評価、認定又は認証を受けたものに限る。）建築物の構造部分
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項第1号ロの規定に係る長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3の2.(2)①、②又は③の基準に適合する（同法第6条第1項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）に基づく認定を受けたもの又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関から適合することを証する書面の交付を受けたものに限る。）建築物の構造部分

附 則（平成29年3月28日告示第219号）

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令和7年2月7日告示第67号）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 6 年国土交通省告示第 447 号附則第 4 条第 2 項又は令和 6 年国土交通省告示第 964 号附則第 3 条に規定する経過措置により、改正前の建築基準法施行令第 46 条第 4 項又は平成 13 年国土交通省告示第 1540 号の基準により設計された建築物については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日告示第 283 号の 2）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 6 日告示第 448 号）

この告示は、公布の日から施行する。